

いじめから子供たちを守るために

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法 第2条」平成25年9月 文部科学省）

特定の一部の子供だけが巻き込まれているわけではなく、ほとんどの子供が被害者はもちろん、加害者の経験があります。そして、被害者や加害者が入れ替わりながらいじめが進行するという実態があります。

仲間はずれ、無視、陰口「いじめ追跡調査 2010-2012」

- ・された経験がある（被害）・・・約8割
- ・した経験がある（加害）・・・約8割（国立教育政策研究所 平成25年7月）



いじめから子供たちを守るためには、学校、家庭、地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必要です！

墨田区ではいじめ0を目指します！！

【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日策定）】

【保護者の責務】

- 第8条** 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【地域住民の役割】

- 第9条** 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

【墨田区いじめ防止対策基本方針（平成27年3月20日策定）】

【 家庭における取組】 【 地域における取組】

「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つのフェーズに応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

未然防止

学校行事やPTA活動・地域の行事等に積極的に参加し、日頃から保護者同士や学校、地域と相互の関係を構築するよう努める。学校行事や地域の行事等を通じた地域の大人同士の関係構築を図る。

早期発見

子供と過ごす時間を増やし、子供の心身の状況を把握するとともに日頃から心の問題についても話し合うようにする。地域等での子供と話す機会を拡大する。

早期対応

子供から聴き取った話の内容を時間順に整理し、具体的な事実を基に担任の先生等に相談する。いじめに気付いた場合、当該学校へ速やかに情報を提供する。

重大事態への対処

家庭内だけで処理しようとせず、学校、教育委員会、関係機関と連携して対応する。家庭からの相談に対して、学校や関係機関と連携して支援を行う。

1 もしも、いじめかなと思ったら・・・



具体的ないじめの状態としては、以下のようなものがあります。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 金品をたかられる。
 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

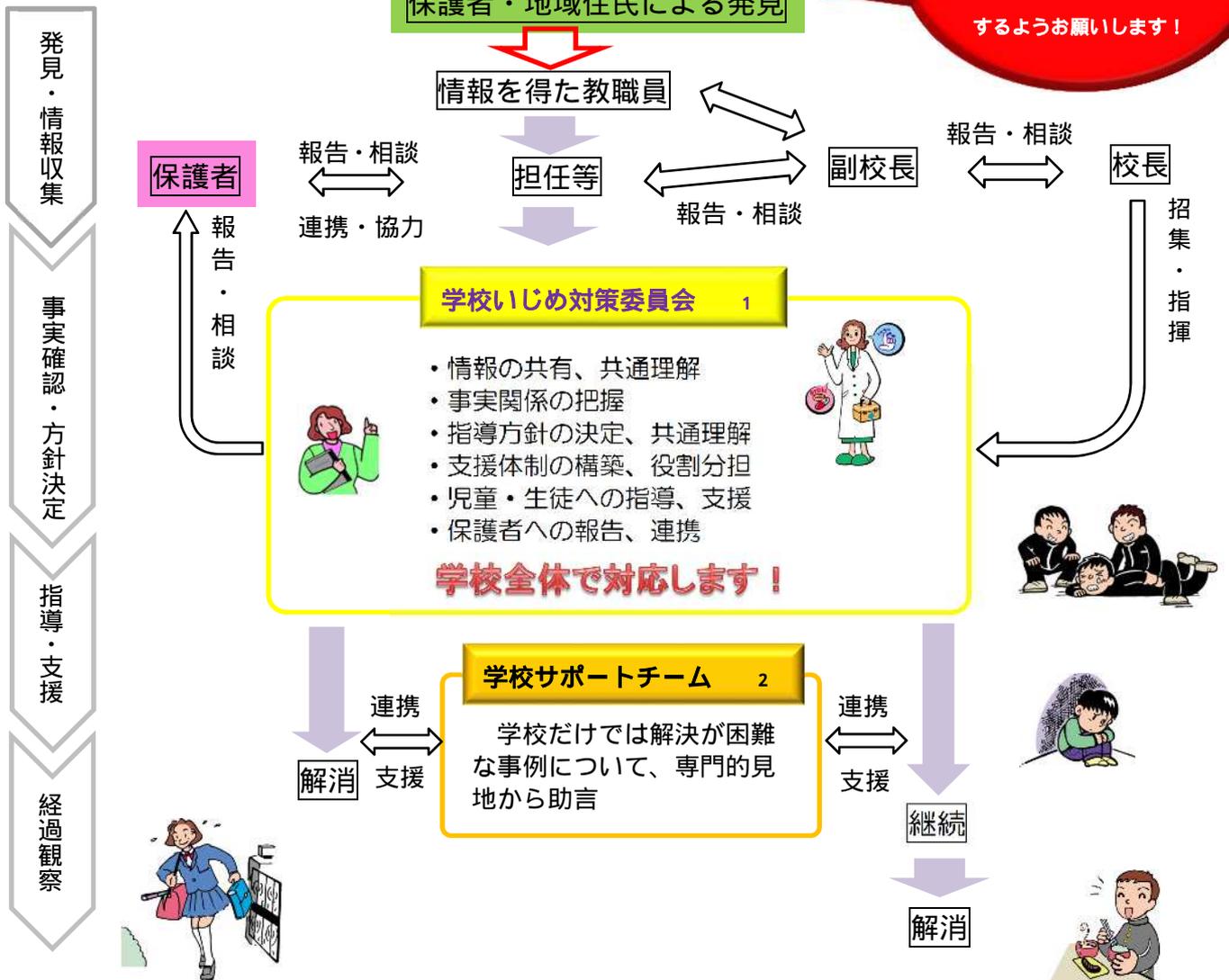
「いじめ防止基本方針」(平成 25 年 10 月 文部科学省)

気になる様子の具体例

- ・表情が暗い
- ・元気がない
- ・登校しぶり
- ・食欲がない
- ・夜眠れない
- ・持ち物に悪口が書かれている
- ・頭痛や腹痛がある など

上記のような気になる様子が見られた場合は、積極的に学校へ情報提供するようにお願いします！

対応の流れ



1 学校いじめ対策委員会

【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成】

2 学校サポートチーム

【校長、副校長、主幹教諭、民生・児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員（スクールサポーター含む）、スクールソーシャルワーカー等から構成】

2「すみだ いじめ防止の日」です

10

毎月10日

10日には、「いじめ ゼロ」の意味があります。

すみだ いじめ防止の日

墨田区では、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として、学校、家庭、地域でいじめ問題について考える日としています。家庭と地域が協力した取組をすることによって、子供たちの変化などにも多面的に気付く機会が増え、早期発見につながると考えています。

家庭

自分の子供には関係ないと思わず、普段より注意深く子供の心身の様子を観察し、様々なことで悩んでいないか確認する。

学級のこと、学校のことを家族で話題にし、子供とコミュニケーションをとり、学校での様子を把握するよう努める。

学校での「すみだ いじめ防止の日」の取組について家族で話題にし、いじめに関わったときの対応策等を一緒に具体的に考える。



地域

学校での「すみだ いじめ防止の日」の取組内容を学校だよりや学校ホームページなどで確認するなどして、いじめ問題に関心をもつ。

登下校時における子供たちへの声掛けについて、「すみだ いじめ防止の日」には特に意識して、積極的に行う。

学校や家庭では見られない子供同士の人間関係が地域の中で見られることも考えられるため、見守りなどで把握したことについて、学校などに情報提供する。



学校

- ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・「学校いじめ対策委員会」を組織する。2ページを参照

校長や担当者が、朝会や集会でいじめ問題についての話をする。

児童会や生徒会が中心となって、ポスター・標語作成や挨拶運動等を通して、言語環境を整備したり「言葉の暴力撲滅キャンペーン」に取り組んだりする。

いじめに関するアンケート調査を実施したり、個人面談等をおp : @ pしたりしていじめの早期発見に努める。

日常的に実施している全教職員による校内巡回等を特に意識して行う。校内巡回等を通じて子供を観察し、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。



3 SNS等の被害を防ぐために



昨今、SNS やインターネットによるトラブルやいじめが増えており、子供が安全に利用するためのルールを決めておくことが大切です。

SNS東京ルール

一日の利用時間と終了時間を決めて使おう。
自宅でスマホを使わない日をつくろう。
必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
自分や他者の個人情報は載せないようにしよう。
送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

(平成 27 年 11 月発表 東京都教育委員会)

SNS学校ルール

教員の指導のもと、児童・生徒同士が話し合っ

てつくるルールです。
中学校では、各学校で生徒会を中心に自主ルールを作成し、平成 27 年 2 月 13 日の生徒会サミットにて、区内 10 校が話し合い、「墨田区立中学校インターネット・SNS 使用ルール宣言」を行いました。

小学校においても、同様に学校ルールづくりに取り組んでいます。

家族で話し合っ
て書きましょ

SNS家庭ルール

保護者と子供が話し合っ

墨田区立中学校インターネット・SNS使用ルール宣言

私たち墨田区立中学校10校は、インターネット・SNSの適切な使用について話し合い、各学校のインターネット・SNS使用ルールを決めました。そのルールを生徒会サミットで意見交換して整理し、「墨田区立中学校インターネット・SNS使用ルール宣言」としました。

1 「使用する時間や時間帯」に関すること

各家庭で使用できる時間や時間帯を決めます。各家庭で決めたルールを尊重します / 目安として、友達等とのやりとりは、1日1時間以内にします / 食事や学習するときは、それに集中します /

2 「個人情報」に関すること

個人が特定できる情報は、インターネット上で公表しないようにします / やむを得ず、自分の情報を登録したいときは、保護者の許可を得ます /

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、位置情報、電話番号、学校・学年・学級、写真、メールアドレス、パスワード、アカウント情報等、単独または組み合わせることで、個人を特定できる情報。

3 「コミュニケーション」に関すること

メッセージを書き込むときは、相手にどう伝わるか、自分だったらどう受け取るか考えて、確認してから送ります /

4 「情報の信用性」に関すること

インターネット・SNSで得た情報を鵜呑みにしない。実際にあったことがない人とながりをもちつことはやめます / もし、つながりをもちたい場合は、保護者に相談して決めます /

5 「トラブルへの対応」に関すること

1~4のルールを守れなかったときや、トラブルがあったとき、困ったとき、いけないことかと思ったら、保護者や先生、専門家に相談します

家庭や各学校でもルールがあると思います。あくまでも家庭のルールが優先し、学校のルールがその次となります。
この「墨田区立中学校インターネット・SNS使用ルール宣言」は、最低これだけは全員が守ることで、被害者にも加害者にもならず、悲しい思い・嫌な思いをしないようにしたいということから整理したものです。ぜひ、墨田区の中学生が夢や希望にあふれる中学校生活を送るためにも、意識して取り組んでいきましょう。

平成28年2月13日 墨田区立中学校生徒会長・生徒代表者会

墨田区のホームページでも見るができます。

インターネットやSNS使用については、各家庭で保護者と生徒が話し合っ